インドの自動車部門における貿易と投資に係る措置

(パネル報告 WT/DS146/R, WT/DS175R 提出日:2001年12月21日, 上級委員会報告: WT/DS146/AB/R, WT/DS175/AB/R 提出日:2002年3月19日, 採択日:2002年4月5日)

平 覚

I. 事実の概要

1. 事案の概要

1997 年 12 月 12 日、インド商務省は、1992 年外国貿易(開発および規制)法に基づき自動車部品輸入許可政策に関する公示(Public Notice) 60 号を採択した(Report of the Panel in India-Measures Affecting the Automotive Sector, WT/DS146/R, WT/DS/175/R, adopted on 5 April, 2002, para. 2.4. 以下、必要に応じて本報告書のパラグラフ番号のみを表示)。

同日に発効した公示 60 号は、完全ノックダウン式および半ノックダウン式の組立キット形式で自動車(以下、自動車キット)を輸入しようとする乗用車製造業者(passenger car manufacturer)に外国貿易局長(Director General of Foreign Trade)と了解覚書を締結することを要求し、さらに、同了解覚書はとくに次の 2 つの要件を乗用車製造業者に課すものとされていた。すなわち、①現地化(ローカル・コンテント)要件:各乗用車製造業者は自動車キットの最初の輸入の日から3年以内に最低50パーセント、および5年以内に70パーセントの現地化(ローカル・コンテント)を達成しなければならない。②貿易収支均衡要件:各乗用車製造業者は了解覚書の有効期間内に自動車キットの輸入額と完成車および自動車部品の輸出額を均衡させなければならない。

公示 60 号の発給当時、インドは自動車キットについて輸入制限および裁量的輸入許可制度を維持しており、上記了解覚書を締結しないかまたは了解覚書に定められた上記2つの要件を満たさない乗用車製造業者は、自動車キットの輸入許可を否定された(2.5)。

これに対し、米国および欧州共同体 (EC) はそれぞれ、公示 60 号および了解覚書に規定される上記の現地化要件および貿易収支均衡要件が、GATT1994 の3条4項および11条1項ならびに貿易に関連する投資措置に関する協定 (TRIM 協定) 2.1条および2.2条に違反すると主張し、WTO 紛争解決手続に訴えた。

なお、インドは、長年にわたり国際収支上の理由で、自動車および自動車部品を含む多数の品目について輸入制限を維持していたが、本件に先立ち、1997年11月25日には、ECとの間に、遅くとも2003年3月31日までに自動車および自動車部品の輸入制限を撤廃することを合意した協定を締結していた。また、米国との間には、インドの数量制限事件1に

おけるパネルおよび上級委員会の GATT11 条 1 項違反の認定を受け、紛争解決機関の是正 勧告を実施するため、2001 年 4 月 1 日までに自動車および自動車部品の輸入許可制度を撤 廃することの合意が成立していた。そして、実際、本件パネル手続が係属中の 2001 年 4 月 1 日、インドは自動車キットの輸入許可制度を廃止した。

2. 手続の時系列

本件手続の時系列は次のとおりである。

1997年 7月22日 米がインドの貿易収支を理由とする数量制限について協議を要請

1997年 7月24日 EC がインドの貿易収支を理由とする数量制限について協議を要請

を敗訴とした(「インドの数量制限事件」WT/DS90/R、

WT/DS90/AB/R、1999年9月22採択)

1997年11月25日 EC およびインド間で合意成立(1997年協定)。インドは2003年

3月31日までに自動車部門の輸入制限の撤廃を約束(後に1999年

米・インド間協定の成立によって大部分が代置される。)

1997年12月12日 インド商務省が1992年外国貿易(開発および規則)法に基づき自

動車部品輸入許可政策に関する公示(Public Notice) 60 号を採択(同

日発効)

1998年10月12日 EC が本件について協議要請 (WT/DS146/1)

1999年6月2日 米が本件について協議要請 (WT/DS175/1)

1999 年 12 月 24 日 米・インド間でインドの数量制限事件の勧告実施期限を 2001 年 4

月1日とすることに合意

2000 年 5 月 15 日 米が本件パネルの設置を要請 (WT/DS175/4)

2000年7月27日 本件パネル設置

2000 年 10 月 12 EC が本件パネルの設置を要請 (WT/DS146/4)

2000 年 11 月 17 日 米・EC の申立を併合

2001年4月1日 インドが自動車部門の輸入許可制度を廃止。

Ⅱ. パネル手続

1. 申立国の主張

i. 手続上の主張

a. 本件の問題はすでに解決され、またはWTOの紛争解決手続による裁定が下されているか

(EC)1997 年協定は、EC が本件紛争を DSB に付託することを妨げない。1997 年協定は、本件とは異なる措置および異なる請求を扱っている(4.36)。公示 60 号および了解 覚書は 1997 年協定締結時の紛争の主題ではなく、1997 年協定の範囲には入らない。事実、公示 60 号と了解覚書は 1997 年協定が締結された当時いまだインドによっては採択されていなかった(4.36)。

(EC)1997 年協定は、本件の紛争を解決していない。さらに、同協定は、本件パネルが執行可能な対象協定ではなかった。したがって、1997 年協定は、EC が本件紛争を提起するのを妨げない(4.38)。

(EC)貿易収支均衡要件および現地化要件の貿易制限効果は、インドが 1997 年協定に 従い、2001 年 4 月 1 日まで維持することを許された乗用車についての裁量的輸入許可 手続の適用から生じる効果を超えている(4.39)。

(EC)貿易収支均衡要件および現地化要件は、インド数量制限事件で問題となった裁量 的輸入許可制度と関連して2001年4月1日まで適用されるが、それらは法的には別個 の措置である(4.51)。

(EC)現地化要件および貿易収支均衡要件は、輸入許可制度にとって固有のものではない。2001年4月1日まで維持していたような輸入許可手続は、国内産品に有利に作用する貿易収支均衡要件や現地化要件を課さなくても容易に運用可能である(4.60)。

(EC)EC は、問題が DSB によって採択されたパネル報告においてすでに裁定されている場合に、申立加盟国は当該報告書によって拘束され、同一の問題について別のパネルの設置を要請することはできないことに同意する。それにもかかわらず、EC はパネルが既判力の原則を、とくに申立国が最初の紛争において勝訴した場合に、きわめて慎重に適用すべきと考える。既判力の原則の適用は、厳格な要件に服する。当事者および紛争となっている問題について完全な同一性が存在しなければならない。「問題」の同一性は、後の紛争における措置と当該措置に関連して付託された請求の双方が、前の紛争におけるそれらと同一であることを要求する。本件では、措置と請求の双方が異なっている。それゆえ、紛争となっている問題が既判事項であると考える条件は明らかに満たされていない(4.67)。

(米国)インド数量制限事件における裁定は、米国が本件パネルに提起した問題について判断を下していない。インド数量制限事件の紛争は、本件紛争とオーバーラップしない。もっぱらその理由だけで、パネルは、インドの主張には理由がないと結論すべきで

ある(4.46)。

(米国)現地化要件および貿易収支均衡要件は、輸入許可制度にとって固有のものではない(4.61)。

(米国)本件は、すでに裁定が行われた紛争を再び持ち出すものでも、単一の問題を 2 つに「分断する」ものでもない。パネルに提起された問題についてのこの共通の根拠に照らして、パネルは、自国の立場は「既判力の原則」や「濫用的な分断(禁止)の原則」、あるいは「信義誠実」の原則によって正当化されるという、本件紛争の当初に行われたインドの主張にかかわるべきではない。パネルは、そのような諸原則がWTO協定上存在するかどうか、およびもしそれが肯定される場合にその範囲はどこまでかを考慮する必要はない。それらの問題は、本件の事実によりパネルに提示された法的問題ではなく、また本件紛争の解決のために必要なものでもない(4.72)。

b. 付託事項の範囲

(米国)本件紛争に関連するのは、2001年4月1日以前および以後のいずれにおいても、4月1日以前に了解覚書に署名した自動車生産業者は現地化および貿易収支均衡要件に服してきたし、かつ服し続けるということである。これらの要件は、了解覚書署名業者を法的に拘束し、かつ彼らに対して執行可能であるから、本件パネルが裁定を下さなければならない措置である(4.92)。

(EC)ECの申立は、公示60号および了解覚書それ自体に向けられている。公示60号および了解覚書は、ECがパネル設置要請を付託した時点よりも以前にインドにより採択されており、疑いなく本件パネルの付託事項の範囲内にある。ECは、公示60号が2001年4月1日に失効することを争うものではない。しかし、パネルが、付託事項の範囲内にあるすべての措置について、たとえそれらが手続の途中で効力を停止しても、裁定すべきであるというのは十分に確立した慣行である(4.95)。

ii. 実体上の主張

a. GATT3条4項違反

イ. 現地化要件

(米国)現地化および貿易収支均衡の義務は自動車部品の販売、使用または購入に「関する」「法令」または「要件」で、外国産品に対して「同種」の国内産品よりも「不利な待遇」を与えるものであり、3条4項に違反する(4.106)。

(米国)自動車製造業者は、もっぱら輸入部品ではなくインド製の部品を購入し、かつ使用することによってのみ現地化義務を履行することができる。このような現地化

要件は、インド製の産品に明白な有利性を与え、かつ同種の輸入産品により不利な待遇を与えるものである(4.107)。

(EC)現地化要件は、輸入自動車部品に対して、乗用車生産におけるその国内的な使用において同種の国内産品よりも不利な待遇を与えるものであり、GATT3条4項に違反する(4.108)。

口. 貿易収支均衡要件

(米国)貿易収支均衡要件はインド産品に有利に競争条件を変更し、それによる差別は輸入自動車部品に影響を及ぼす(4.110)。

(EC)了解覚書の署名業者は、各自が行う輸入の金額だけではなく、各自がインド国内で国内の販売業者から購入する輸入自動車部品の金額についても「中立化」することを要求されている。その限りで、「貿易収支均衡」要件は、11条1項に違反するだけではなく、輸入自動車部品に対して国内販売に関して同種の国内産品よりも不利な待遇を与える点で3条4項にも違反する(4.112)。

b. GATT11 条 1 項違反

(米国)現地化および貿易収支均衡の要件は、11条1項において使用されている文言でいうような「輸入について「の」・・・禁止又は制限」である(4.116)。

(米国)現地化要件の不履行は自動車キットの輸入を行う権利の否定をもたらす。公示 60 号はこのことを明らかに規定しており、了解覚書は、企業が現地化要件を満たさない ときに自動車キットおよび部品の輸入を制限するようにデザインされている(4.117)。

(米国)貿易収支均衡要件は、自動車製造業者の輸入額を同輸出額に制限することによって、輸入額を制限し、したがって、GATT11条1項およびTRIM協定2.1条に違反する(4.118)。

(EC)「貿易収支均衡」要件は、了解覚書の署名業者が乗用車およびその部品を輸入することを制限し、GATT11条1項に違反する(4.119)。

c. GATT3 条と 11 条の関係

(米国)インドは11条1項の適用範囲は「関税領域への産品の参入過程に影響を及ぼす」 措置に限定されると述べるが、そのような解釈は正しくない。11条1項の適用範囲を定 めるのは、WTO協定の文言である(4.131)。

d. GATT18条BならびにTRIM協定3条および4条の適用可能性

(EC)了解覚書の明白な目的は、インドにおける国内自動車産業の確立と強化を促進す

ることであり、国際収支上の理由によるものではない(4.135)。

(米国)インドは本件紛争で問題とされている措置について18条Bに基づく防御を行っていない。第1に、インドは、GATTの国際収支例外規定の下で当該措置を正当化するための手続的要件に従っていない。第2に、公示60号が採択された1997年12月12日に、インドはもはやGATTの国際収支例外規定の利用を正当化する国際収支上の問題を抱えていなかった。第3に、インドはこの問題に関する立証責任を果たしていない (4.136)。

e. TRIM 協定

(米国)現地化および貿易収支均衡の要件は、まさに TRIM 協定附属書の例示表 1(a)、1(b)、および 2(a)の範囲に入り、それゆえ、TRIM 協定 2.1 条および 2.2 条に違反する。これとは別に、それらの要件は、GATT3 条 4 項および 11 条 1 項に違反するから、TRIM 協定 2.1 条にも違反する(4.163)。

(米国)インドによる「貿易」措置と「投資」措置の2分割の試みは支持できない。現地化および貿易収支均衡の要件は、まさにTRIM協定が扱うことを意図した外国投資に適用される貿易歪曲措置の一種である(4.169).

(米国)現地化および貿易収支均衡の要件はGATT3 条 4 項および 11 条 1 項に違反するので、パネルはこれらの措置が同様にTRIM 協定 2 条に違反すると結論すべきである (4.170)。

f. 本件手続の途中で発生した事態の効果

[上述パラグラフ 4.92 および 4.95 の要約参照。]

2. 被申立国の主張

i . 手続上の主張

a. 本件の問題はすでに解決され、またはWTO の紛争解決手続による判断が下されているか

申立国としての EC および米国がパネルに提起した本件の問題は、インドの裁量的輸入許可制度の適用に関するものであるが、それはすでに DSU に基づき各申立国が提起した申立の主題であった(4.27)。 EC が以前に提起した申立については、相互に合意された解決が存在する。米国が以前に提起した申立については、パネルおよび上級委員会の認定に基づき DSB が裁定を行っている。 DSU3.6 条および 21.3 条に基づき、インドは EC および米国の双方と当該輸入許可制度を 2001 年 4 月 1 日現在で WTO の義務に適

合させることに合意した。したがって、本件パネルにおいて EC および米国が提起した 問題は、DSU に従い、すでに解決され、または裁定されている(4.29)。

対象協定に基づき正式に提起された問題に対する相互に合意された解決で、DSU3.6 条に従い紛争当事国の双方によって DSB に通知されたものは、紛争の正式の解決とみなされなければならず、同一の紛争の再付託を許容しない(4.34)。

米国との紛争は、インド数量制限事件におけるパネルおよび上級委員会報告に述べられた認定に基づき1999年9月22日にDSBによって採択された裁定によってすでに解決されている。米国は、インドの裁量的輸入許可手続がGATT11条違反であるという裁定をすでに獲得している。それゆえ、米国は、本件パネルにDSBによってすでに裁定された問題について再び裁定を求めていることになる(4.45)。

申立人が問題の解決に正式に同意した後に問題を付託することができる国内的または国際的法手続きは存在しない。一般に適用される res judicata (既判力) 原則は、WTO の紛争解決手続の固有の一部を構成するとみなされなければならない。さらに、res judicata (既判力) 原則は、国際法上確固として確立している(4.55)。

EC および米国が請求の基礎としている貿易収支均衡要件および現地化要件は、輸入許可制度の「固有の」一部である。輸入許可制度が撤廃されるべき理由をさらに2つ(3条4項違反とTRIM協定2条違反)追加するという目的だけのためにまったく新たな紛争解決手続を始めることは完全に的を外れている(4.56)。

パネルは紛争において争点となっている問題を解決するために扱わなければならない 請求だけを扱う必要があるという原則(訴訟経済)が、DSU の以前の援用によってすでに 解決されている問題についてパネルが裁定することを要請されているときに適用される べきではないとする理由は存在しない(4.64)。

ある状況のある法的側面について一つの手続において異議を申立て、それと同一の状況の他の法的側面について新たな手続において異議を申し立てることを申立人に許容する法体系は存在しない。すべての法体系は、異なる手続において問題の濫用的な「分断」に制限を課している(4.65)。

b. 付託事項の範囲

本件パネルの権限は EC および米国によってパネル設置要請が付託された時点に存在していた措置およびその時点で当該措置に関して提起しうる法的請求を検討することである。 EC と交渉された、相互に合意された解決および米国が求めた DSB の裁定に従うため 2001 年 4 月 1 日からインドが適用する措置(本件の了解覚書の適用の継続)はパネルの付託事項の範囲外にあることは明らかである(4.75)。

ii. 実体上の主張

a. GATT3条4項違反

輸入許可制度が存在しない場合には、公示 60 号および了解覚書の貿易収支均衡要件は、3条4項に適合的である。公示 60 号は単に自動車キットについて輸入許可の自動的付与のための基準を設定するにすぎず、そのような許可の取得要件が存在しない場合には適用されない(4.113)。

b. GATT11 条 1 項違反

現地化および貿易収支均衡の要件について、WTO 法は外国直接投資それ自体を規制しておらず、それゆえ、インドが外国投資家に自動車の国内での製造および貿易収支の均衡を義務づけることを妨げられない。GATT11条1項およびTRIM協定2条は、単に輸入許可を与えるための条件としてそのような義務を課すことを禁止するに過ぎない。しかし、2001年4月1日以後は、現地化および貿易収支均衡の要件は、いかなる輸入の権利とも完全に独立して履行されなければならない(4.120)。

GATT11 条は、「輸入について [の]・・・禁止又は制限」、すなわち関税領域への産品の参入に関連して国境で適用される措置を扱うが、了解覚書それ自体はそのようないかなる措置も維持し、または創設するものではなく、それゆえ 11 条違反とはなりえない(4.130)。

c. GATT3条と11条の関係

パネルが了解覚書は 11 条 1 項違反であるという請求を棄却すべきシステミックな理由が存在する。GATT は、輸入の地点および時点で適用される輸入品への差別的措置――2 条および 11 条の適用対象となる――と、すでに輸入された産品(imported products)に適用される措置――3 条の適用対象となる――とを明確に区別する。11 条 1 項は、「産品の輸入について [の] ・・・制限」に適用される。辞書による「輸入」の意味は「輸入を行う行為」である。11 条 1 項の適用範囲は、それゆえ、関税領域内へ産品を参入させる過程に影響を及ぼす行為に限定される。対照的に、GATT3 条 4 項は関税領域内へすでに輸入された産品に適用される要件に適用される。11 条 1 項に適用可能な例外は、3 条 4 項に適用可能なそれよりもより広範である(たとえば、GATT11 条 2 項およびセーフガード協定 5 条参照)。国境で適用される措置と国内措置との区別を維持しないことは、11 条 1 項の例外の範囲を GATT の起草者が意図していなかった方法で拡大することになる。明らかに、貿易収支に関する了解覚書の規定は、インドの関税領域への産品の参入過程に影響を及ぼすものではなく、またこの理由で、11 条 1 項の意味に

おける輸入に対する制限を構成することもありえない。インドは、EC および米国に対して、11 条 1 項のより広範なシステミックな意味に照らして、了解覚書それ自体が 11 条 1 項に違反するというその主張を再考するように要請する(4.126, note 220)。

d. GATT18条BならびにTRIM協定3条および4条の適用可能性

公示 60 号および了解覚書制度の運用の基礎にある制限的輸入許可制度は、国際収支上の理由で維持されている。この輸入許可制度は、GATT11 条に規定される数量制限の一般的禁止に違反するが、GATT18 条 B に基づいて正当化される。それによれば、WTOの開発途上加盟国は、自国の対外資金状況を擁護するため、および自国の経済開発計画の実施のために十分な貨幣準備を確保するため、輸入制限を行うことができる。TRIM協定3条は、GATTの下でのすべての例外がTRIM協定の規定に適用されるべきことを規定している。さらに、TRIM協定4条の下で、インドのような開発途上加盟国の場合に、GATT18条 B は、単にGATT11条からの例外であるというだけではなく、TRIM協定2条に規定される義務からの例外でもある(4.132)。

18 条 B に基づきインドによって通知された制限がこの規定に違反するという一応の (prima facie)証明を提出すべきなのは米国と EC である。両国がそうした後にインドが 反論を行うよう要請される(4.154)。

e. TRIM 協定

TRIM 協定 2.1 条によれば、「いかなる加盟国も 1994 年のガットの第 3 条または第 11 条の規定に反する貿易関連投資措置をとってはならない」。それゆえ、TRIM 協定違反は、GATT の違反が存在する場合にのみ生じうる(4.168)。

本件手続の争点となっている公示 60 号および了解覚書の規定は、明らかに貿易措置であり、投資措置ではない。インドが自動車キットおよび自動車部品に裁量的輸入許可制度を適用する限りで、貿易収支均衡および現地化の規定はキットや部品の購入者としての自動車製造業者の決定に影響を及ぼしたかもしれないが、投資家としての自動車製造業者の意思決定を制約するものではなかった。これらの規定は、自動車製造業者の外国為替支出を最小限にすることであり、彼らの投資を規制することではなかった。それゆえ、貿易収支均衡および現地化の規定は、TRIM 協定の枠組みには入らない(4.168)。

f. 本件手続の途中で発生した事態の効果

2001年4月1日以降、すでに締結された了解覚書の効力は継続されるが、輸入許可制度および公示60号の適用は停止されたので、同日以後の本件措置はGATTおよび

TRIM 協定に違反しない(8.4)。

3. パネルの判断

- i. 手続上の判断
 - a. 本件の問題はすでに解決され、またはWTOの紛争解決手続による裁定が下されているか

イ. 米国の請求は既判力(res judicata)原則によって妨げられるか

この争点は、次の2つの問題を提起する。第1は、WTO における既判力理論の適用可能性という一般的問題であり、第2は、本件とインド数量制限事件の事実が既判力理論の適用要件を満たすようなものであるか、という個別的な問題である(7.55)。

第1の問題は、システミックな重要性を持つが、WTO の紛争解決手続でこれまで 明示的には検討されたことがない。DSU 自体も直接にこの問題を扱ってはいない (7.57-7.58)。WTO における既判力理論の関連性は一般に理解されているその適用条件が当該事実関係において満たされる場合にのみ問題となる。それゆえ、最初に本件でそのような適用条件が満たされているかどうかを検討するのが適切である (7.59-7.60)。

インド数量制限事件のパネルは裁量的輸入許可制度の 11 条適合性について判断を下したが、本件における米国の請求は公示 60 号によってその後導入された貿易収支の均衡と現地化という 2 つの要件の 11 条整合性を検討するものであり、両者は異なる問題である(7.90)。

裁量的輸入許可手続という広範な制度の適用または運用に関連するすべての措置が必然的にこの制度と密接に関連し、異なる申立の対象とはなりえないと考えることはできないし(7.95)、本件で申し立てられた措置はそもそもインド数量制限事件のパネルが設置されたときには存在していなかった(7.96)。

この理由で、既判力理論は本件の事実には適用できないと考える。この理論が WTO の紛争解決に適用可能かどうかという一般的な問題については判断しない(7.103)。

ロ. 本件パネルに付託された問題の一部はインド・EC 間の相互に合意された解決によってすでに解決されているか

上記既判力理論の問題と同様に、この争点は次の2つの問題を提起する。第1に、より一般的な問題として、同一問題に関する後の手続との関連で先に合意され、かつ DSU3.6条に基づき通報された解決の法的効果がどのようなものか、第2に、そのような合意がパネルの管轄権に法的な効果を及ぼす限りで、本件事実がそのような効果の適用を支持するものかどうか、である(7.112)。

相互に合意された解決の DSU の下での地位および後の紛争解決手続へのその影響は、DSU には明示されていないし、WTO の紛争解決手続でもこれまで扱われてこなかった。しかし、そのような合意は、DSU によって明示的に言及され、かつ支持されている。とくに DSU3 条に基づき、そのような合意による解決は、当該紛争の解決を反映することが意図され、両当事国は、それによって関連する紛争解決手続に最終的な解決がもたらされることを期待していると考えるのが合理的である(7.113)。

しかし、合意された解決の存在にもかかわらず、その解決の範囲またはその遵守に 関連して、その後に意見の不一致が生じた場合にどのように対処すべきかの問題が別 に存在する。この問題は DSU によっても、以前のパネルによっても扱われていない (7.114)。

既判力の問題と同様に、同一の問題に関する後の手続において相互に合意された解決がどのような効果を持つかというシステミックな問題は、本件の問題が 1997 年の相互に合意された解決によってカバーされているということを本件事実が支持する場合にのみ解答を要する。本件パネルに付託された問題は相互に合意された解決によっては解決されていないという EC の主張に照らして、パネルは、相互に合意された解決が本件と同一の問題に関連するものとみなすことができるかどうかの分析を最初に行う。この解答が否定的なものである場合、パネルは相互に合意された解決の法的効果の問題を判断する必要はない(7.116)。

インドによる国際収支上の理由に基づく数量制限について相互に合意された解決は、 本件パネルに提起された特別の条件(貿易収支均衡化要件と現地化要件)を間接的に も含んでいないと結論する(7.132)。

EC およびインド間の相互に合意された解決の文言は、EC が本件パネルに提起した 問題をパネルが検討することを妨げないと結論する。この事実認定に基づき、パネル は通報された、相互に合意された解決が DSB によって明示的に与えられたパネルの 任務の遂行を妨げるかどうかの問題については判断しない(7.134)。

ハ. 紛争解決手続の濫用的な分断(Abusive splitting)

インドの主張する紛争解決手続の濫用的な分断の禁止の原則は、場合によっては WTO の紛争解決手続に関連するかもしないが、パネルは、そのような原則の適用を 正当化するような条件が本件で存在するとは考えない。本件は、ある措置についてす べての事実を知っている申立国が異なる WTO 規定を扱う別個の一連の訴えを提起することによって被申立国に意図的に負担を負わせることを選択している場合ではない (7.140)。

ニ. 不必要な訴え

本件の申立を不必要な訴えであるとするインドの主張は、先行する裁定の完全な遵 守が後の紛争で検討される措置の一部または全部の撤廃を要求する場合には、後のパ ネルはその措置に関連する別個の新たな請求を検討すべきではないという考え方によ っているようにみえる(7.144)。

パネルは、本件事実は新たな請求がなんら実際的意味を持たないという主張を支持するとは考えない。たとえインド数量制限事件のパネル判断の適切な実施が付随的に他の違反をも処理するような方法での措置の撤廃を含むものであっても、これがつねに当てはまるとは限らないからである(7.146)。

パネルの見解によれば、本件紛争はインド数量制限事件を通じて解決されたものとは異なる法的争点を提起しており、パネルはこれらを検討する必要がある(7.150)。

b. 付託事項の範囲

イ. 付託事項における本件措置の確認

申立国のパネル設置要請時に公示 60 号および了解覚書は存在しており、明示的にパネルの付託事項に含まれている。それゆえ、これらの措置はパネルの管轄権内にある(7.22)。

ロ. 手続涂上での措置の変更

本件措置に影響するパネル設置後の事態は、パネル設置時に存在した本件措置の審理を妨げない(7.29)。

ハ. 付託事項の範囲外の措置

2001 年 4 月 1 日以後、インドがとりうる将来のいかなる措置も審理の対象としない(7.37)。

ii. 実体上の判断

a. GATT3条4項違反

イ. 現地化要件

3条4項との適合性を検討するためには、(1)輸入産品と国内産品が同種の産品であるかどうか、(2)当該措置は「法令または要件」を構成するかどうか、(3)当該措置は産品の国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配、又は使用に関するものであるかどうか、(4)輸入産品が同種の国内産品に与えられる待遇よりも不利な待遇を与えられているか、を検討する必要がある(7.172)。

現地化要件は、製造業者に国内原産の特定の割合の部品の使用を要求することによ

り、同種の輸入産品の国内販売に関する要件であり、かつこれらの輸入産品に国内原産の同種の産品に与えられる待遇よりも不利な待遇を与えるものであると認定する (7.202)。

口. 貿易収支均衡要件

貿易収支均衡要件が11条1項違反であることを認定したので[後述]、訴訟経済の原則を適用し、3条4項適合性は判断しない(7.295)。

ハ、すでに輸入された産品の国内市場での購入に対して課される貿易収支均衡要件

貿易収支均衡要件のこの特定の側面は、11条1項適合性の検討では考慮されていないので、ここで3条4項整合性を検討する(7.297)。

すでに輸入されたキットおよび部品の購入者に対して等価値の自動車または部品を輸出する義務を課すことによって、貿易収支均衡要件はこれらの輸入産品の購入に対する阻害要因となり、その結果、国内市場でのそれらの輸入産品の処分をより困難なものとする。貿易収支均衡要件のこの要素は、国内原産の同種の産品に対するものよりもより不利な待遇をこれらの輸入産品に与えるものであり、3条4項に違反する(7.308-7.309)。

二. 公示 60 号

EC は公示 60 号それ自体の GATT および TRIM 協定への整合性についてパネルに 別個の判断を求めている(7.310)。

EC のこの要請は特定された措置についての、訴訟経済の対象となりうる単なる予備的な請求(a further claim)ではない。それは、現地化と貿易収支均という2つの要件になお関連するとはいえ、より限定的に定義された措置についての別個の請求である。そのようなものとしてパネルはこの請求について判断をしなければならない(7.311)²。

公示 60 号それ自体は、了解覚書が実施されたかどうかを問わず、その現地化要件の存在により輸入産品の競争機会に不利に影響を及ぼし、したがって3条4項に違反する(7.316-7.317)。

b. GATT11 条 1 項違反

イ. 現地化要件

この要件が11条1項に違反するという米国の請求については、すでに3条4項違反を認定したので、訴訟経済の観点から判断を行わない(7.208)。

口. 貿易収支均衡要件

パネルは、11条1項の適用にあたって、ある措置が国境措置であることが11条の別個の要件であるとは考えない。考慮すべきは、「輸入の制限」という形での措置の影

響であって、措置が適用される物理的な場所ではない(7.276)。

貿易収支均衡要件は、輸入数量を輸出約束にリンクすることによって制限し、11条 1項の文言に反し輸入に対する制限として機能していると認定する(7.278)。

ハ. 公示60号

公示 60 号それ自体は、その貿易収支均衡要件により、輸入制限を課し、したがって 11 条 1 項に違反する(7.322)。

c. GATT3条と11条の関係

ある規定の適用範囲は当該適用の状況になんらかの関連を持つ他の規定の単なる存在 によってアプリオリに変化するものと推定すべきではない。また、ある特定の措置の異 なる側面は WTO 協定の異なる規定により正当に規制されることに留意する(7.223)。

それゆえ、ある措置の異なった側面が異なった方法で輸入品の競争機会に影響を及ぼし、3条の適用範囲に入ったり(そこでは国内市場における競争機会が影響を受ける)、11条の適用範囲に入ったり(そこでは輸入それ自体の機会、すなわち市場参入が影響を受ける)することや、おそらく例外的な事情の下では国家貿易の場合に示唆されたように2つの規定の間でオーバーラップの可能性が存在することさえ、アプリオリに排除されえない(7.224)。

インドが貿易収支均衡要件は3条の下で検討されるべきことを主張し、3条および11 条は相互に排他的であることを示唆した点について、パネルは次のような見解を支持する。すなわち、特定の措置が一連の効果をもつような場合がある。適当な状況の下で、それらの措置は、産品の輸入条件に関連し、かつ3条4項の意味での国内市場における輸入産品の競争条件に関して一定の影響を及ぼすことがある。このことは、同一の措置の異なる側面が対象協定の異なる規定によってカバーされうるという十分に確立した概念と適合する(7.296)。

d. GATT18条BならびにTRIM協定3条および4条の適用可能性

インドは関連する期日 (パネル設置要請の日) における自国の国際収支状況についてなんら証拠を提出していない。むしろ、インドは自国の措置が国際収支上の理由で正当化されないことを証明する立証責任が申立国側にあると考えている(7.284)。

パネルは、立証責任に関するインドの主張に同意しない。特定の請求または防御を主張する当事国がその主張を証明することを要求される(7.287)。

パネルが認定する可能性のある 11 条違反に対する防御として 18 条 B を援用したのはインドである。それゆえ、この防御を立証すべきはインドである(7.286)。

インドは 18 条 B によって予定された実体的条件のいずれかがどのように満たされる のかを説明していない。インドはまた、本件パネルにとって検討すべき関連する時点と して自らが定めた期間について実際の国際収支に関するいかなる証拠も提出していない (7.291)。

パネルは、インドが自国の措置は $18 \times B$ に基づき正当化されるという一応の立証を行っていないと認定する(7.292)。

e. TRIM 協定

申立国である米国および EC のいずれもが、本件措置は 1994 年 GATT および TRIM 協定の双方に違反するという請求を行っているので、パネルは最初にこれらの請求を何らかの特定の順序で検討するのが望ましいかどうかを考察する(7.151)。

パネルは、一般的な問題として、TRIM協定が本質的に関連するGATTの規定よりもより特別的であると考えることはできない(7.157)。

司法経済の観点からは、本件における GATT 規定の検討は TRIM 協定上の請求を検討することを不必要にするように見えるが、その逆はあてはまらない。TRIM 協定違反がなんら認定されない場合には、このことは必ずしも GATT3 条 4 項や 11 条 1 項の違反の存在を排除しない。なぜなら GATT 規定の範囲がより広範であると主張されるからである(7.161)。

以上の理由で、パネルはGATT上の請求を最初に検討する(7.162)。

申立国のTRIM協定上の請求については、現地化および貿易収支均衡の要件がそれぞれ GATT3条4項および11条1項に違反することを認定したので、訴訟経済の原則を適用し、別個に検討する必要性を認めない(7.324)。

f. 本件手続の途中で発生した事態の効果

パネルは、2001 年 4 月 1 日以後に発生した事態が認定した違反の存在に影響を及ぼすかどうか、パネルが DSB に対して行う勧告の性質または範囲に影響を及ぼすかどうかの問題を別個に検討する(8.3)。

パネルは、DSU19.1 条に基づき勧告を行うことの適切さを評価するにあたって手続の途中で発生した事態の影響を考慮しないことを選択すれば、パネルは DSU の下で「問題の客観的評価」を行わず、または DSB がその任務を履行する際に DSB を補助しないことになると考える(8.28)。

了解覚書に含まれる現地化要件および貿易収支均衡要件は2001年4月1日の事態によっても本質的には変更されておらず、したがって違反が継続していると結論する

 $(8.45-8.46)_{\circ}$

g. 勧告

DSB がインドに対し本件措置を WTO 協定の下でのインドの義務に整合させること を要請するよう勧告する(8.65)。

Ⅲ. 上級委員会手続

2001年12月21日付けの本件パネル報告に対し、インドは、2002年1月31日にDSB に上訴を通報した(Report of the Appellate Body in India-Measures Affecting the Automotive Sector, WT/DS146/AB/R, WT/DS175/AB/R, para. 9、以下番号のみ表記)。

1. 上訴国の主張

i. 実体上の主張

上訴国であるインドは、パネルによる次の結論は法的問題および関連する法的解釈に関する誤った認定に基づいており、誤りであるとして、それらの再審査を求めた(11)。

- ①DSU11条および19.1条は、GATT3条4項および11条1項に違反すると認定された 措置が、パネル手続の途中でインドがとった措置により GATT に適合的なものとなっ たかどうかの問題をパネルが検討することを要求する。
- ②インドの輸入許可手続の下で2001年4月1日までに自動車製造業者に課されていた輸出義務(貿易収支均衡要件)の実施はGATT3条4項および11条1項に違反する。

インドは、上級委員会における口頭弁論の期日の前日である 2002 年 3 月 14 日に上訴取り下げの通知を上級委員会に行い、これを受けて上級委員会はその任務を終了した(15, 18)。

IV. 解説

1. 手続上の論点

i. WTO 紛争解決手続における既判力(res judicata)原則の適用可能性

本件では、被申立国が既判力の抗弁を提起したため、パネルは、そもそも WTO 紛争解決手続において既判力原則が一般的に適用可能かというシステミックな問題の設定を掲げた。しかし、パネルは、この問題を巧みに回避しつつ、本件では、既判力原則を適用するための要件が満たされていないとして、被申立国のこの抗弁をしりぞけた。パネルは、WTO 紛争解決手続における既判力原則の適用可能性について、この問題は、これまでWTO の紛争解決手続で明示的には検討されたことがないこと、およびDSU それ自体も

直接にはこの問題を扱っていないことを理由として、未解決の問題であるとした。

しかし、パネルによる問題のこのような処理方法が適切であったかについては、疑問の 余地がないでもない。すなわち、現在のように高度に司法化された WTO の紛争解決手 続においては、既判力原則を含めて、司法手続に固有の基本的な原則は、たとえ DSU に 明示的な規定が存在しなくても、そのままその一般的適用可能性を承認していくというア プローチもありうるからである。実際、これまでにも「信義誠実の原則」(小エビ上級委 員会) や「国際法における非抵触の推定(presumption against conflict in international (インドネシア自動車パネル) は、単純に法の一般原則とみなされ、WTO の紛 law)⊥ 争解決手続でもそれらの適用可能性がそのまま承認されてきた。挙証責任の配分に関する 原則やいわゆるデュープロセス原則もそのような扱いを受けてきたように思われる。本件 で問題となった既判力原則も、少なくとも本件の当事国間ではその適用可能性が承認され ていたし、また、これまで紛争解決手続において検討されてこなかったのも、逆にその適 用可能性が当然の前提として一般的に承認されていたからであるとみることも可能であ る。司法的な制度として運用されてきた WTO の紛争解決手続においても、少なくとも 最も基本的な司法原則の妥当性は、特別の立証を伴わなくても承認していくことは、実際 上も必要であるように思われる。

本件パネルによる問題の処理方法が今後の事例の先例とされるとすれば、既判力の抗弁が提起され、かつ、本件と異なり、既判力原則の適用要件が満たされていると判断される今後の事例では、改めて、WTO 紛争解決手続における既判力原則の一般的適用可能性が立証されなければならず、援用当事者にとっては重い課題となる可能性がある。

2. 実体上の論点

i. GATT3 条と11 条の適用関係

本件で注目されるのは、GATT3条と11条の適用関係に関するパネルの微妙な立場である。従来、3条と11条の適用関係については、多数説である排他的適用説と少数説である重畳的適用説が主張されてきた3。排他的適用説とは、原則として3条は国内措置に適用され、また、11条は国境措置に適用され、それゆえ、3条と11条は規制対象を異にしており、両者は相互排他的な適用関係にあるとする立場である。これに対して、重畳的適用説は、3条と11条は同一の措置に対して重畳的に、または競合的に適用可能であるとする立場である。本件のパネルは、一見して、必ずしも排他的適用説に立つわけでもなく、重畳的適用説の立場をも肯定するようにみえる。とくに、貿易収支均衡要件の11条違反を認定した後、この同じ要件について3条4項違反の審査を訴訟経済原則の適用により回避した点は、重畳的適用説の立場に立つにほかならないといえる。しかし、他方で、

パネルは、「同一の措置の異なる側面」が異なる規定の適用を受けると述べており (para. 7.296)、そこではあくまで、排他的適用説が採用されているように見える。しかしながら、もし排他的適用説に立つならば、貿易収支均衡要件のある側面について 11 条違反を認定したからといって、他の側面について 3 条違反の有無の審査を回避することはできないであろう。訴訟経済の原則の適用はありえないというべきである。本件パネルは、その意味で首尾一貫していない。

3. その後の経緯

2002年4月5日のDSBの会合で、米国はインドによる上訴撤回の決定を賞賛しつつ、パネル報告書第8節(section)に関するインドの留保のいくつかに同意した。EC はパネルの認定は正当化されるものと考えた。インドは、新たな自動車政策の導入の結果として上訴を撤回する決定を行ったにもかかわらず、パネル報告の第8節に含まれる認定がパネルの付託事項の範囲外にあり、事実上も、法的にも、誤りであることを指摘した。インドは、DSBがパネル報告の一部だけを採択し、第8節の採択を次回の会合で検討することを要請したが、EC は、報告書が当事国によって無条件で採択されるべきこと、インドの要請を正当化する理由は何も存在しないことを主張した。結局、DSB は、上級委員会およびパネルの報告を全体として採択することにした4。

その後、米国、EC およびインドは、DSU21.3(b)条に従い、DSB の本件勧告および裁定の実施のための妥当な期間を5 σ 月、すなわち、0002年4月5日から0002年9月5日までの期間とすることで合意した05。

V. 参考文献

脚注に掲げたものを参照。

_

¹ Panel Report on *India – Quantitative Restrictions on Imports of Agricultural, Textile and Industrial Products*, WT/DS/90/R, Report of the Appellate Body in *India – Quantitative Restrictions on Imports of Agricultural, Textile and Industrial Products*, WT/DS/90/AB/R, adopted on 22 September 1999.

² 了解覚書が実施されたかどうかとは別に、EC が公示 60 号についての別個の裁定を求めているのかどうかというパネルの質問に対する回答において、EC は別個の裁定を求めていると述べた。EC によれば、「了解覚書が GATT および TRIM 協定に違反する義務を課す限りで、了解覚書の締結を要求することもまた、実際に製造業者が了解覚書を締結するかどうかを問わず、これらの協定に違反する。」(note 439)

³ 平 覚「ガット第三条と第十一条の適用関係(上・中・下)」、『貿易と関税』45 巻、6、7、8 月号、pp. 22-30、22-37、100-113、1997 年参照。

⁴ See WTO, Update of WTO Dispute Settlement Cases, WT/DS/OV/11, 25 February 2003, at 73-74.

⁵ WTO, India-Measures Affecting the Automotive Sector, Agreement under Article 21.3(b) of the DSU, WT/DS/146/13, WT/DS/175/13, 24 July 2002.